

特記仕様書

市場青果棟西側アスファルト舗装整備工事(余フ)

特記仕様書

甲府市令和5年度「土木工事共通仕様書」によること。また、これに特に定めのない事項については、国土交通省 関東地方整備局令和8年3月改定「土木工事写真管理基準」及び山梨県県土整備部監修令和7年10月改定『建設工事必携』によること。

本工事の施工にあたって、特記仕様書に明記なき事項等については、土木工事共通仕様書、工事請負契約書、工事打合簿によるものとする。

なお、契約工期には、工程計画を綿密に立て、工期内完成検査を厳守すること。また、工事中途において諸問題が発生したときは、早期に監督員と協議し指示を受けること。

協議及び承諾に関する特記仕様

1. 設計内容に係るものはもちろん協議打合せに関する事項は、すべて〔工事打合簿〕によりその都度処理するものとし、遅滞無く監督員に打合簿を提出すること。監督員の了解・承諾のある前に施工した場合は、受注者の責任として行うこと。

施工上の注意に関する特記仕様

1. 本工事において、設計書照査及び起工測量の結果を監督員に提出するとともに現地の状況を十分把握し安全性、施工性、細部構造等の検討を行い、受注者の責任において施工するものとする。
また、労働安全衛生規則により、労働基準監督署に届けの必要がある場合はその写しを施工計画書に添付すること。
2. 道路セーター及び官民境界については、座標にて管理を行うこととし、工事着工前には、受注者にて隣接地権者等立ち会いのうえ座標値に基づき官民境界及び乗入（間口）箇所を確認し、施工方法・施工時期等を説明しトラブルの無いよう立ち会い一覧表に署名を頂くとともに、写真にて記録を残し工事打合簿にて提出すること。また、官民境界において作業を行う際は、境界と照合しながら施工することで構造物が民有地へ入らないよう十分注意するとともに、施工完了後は、工事によって破損及び亡失した境界点及び基準点についての復元を行い、現地に境界鉋等を設置すること。
なお、地元との調整を密にとり、苦情等の発生を未然に防ぐよう努力すること。
3. 本工事においては、工程計画を綿密に立て、全体詳細工程表及び月毎の履行報告書（現場進捗状況が確認できる現場写真等を添付）を工事打合簿にて提出すること。また、2週間毎の週間工程表（予定・実施：様式は指定無）をメール等で提出すること。
4. 本工事においては、工種に応じた適切な出来形・品質及び写真管理等を実施するものとする。
5. 本工事において、工事着手前後には施主立会の下工作物の立会確認を実施することとし、結果を監督員に工事打合簿にて提出すること。また、民地塀等が連立する部分においては、区間を短縮（分割）し施工することとし、これに拠らず施工し工作物に支障が出た場合については、受注者の責任において対応するものとする。

段階確認等に関する特記仕様

段階確認にあたり、受注者は共通仕様書によるほか、次のものとする。

1. 段階確認の施工計画作成
段階確認事項を確認、整理し、段階確認予定時期を記した段階確認工程表を作成すること。なお、施工計画書に含めて提出しなければならない。
2. 社内検査の実施
段階確認を受ける前には必ず社内検査を実施し、設計図書どおりの施工がなされているか事前確認すること。また、検査結果を整理し、事前に社内検査結果出来形及び写真を監督員に提出すること。
3. 段階確認時の注意事項
段階確認においては、検査（確認）部分の出来形が確認できる資料（段階確認箇所・段階確認内容・段階確認工程表該当部分明示・社内検査結果出来形及び写真）を事前に作成し、監督員に提出すること。また、配筋状況の確認時には配筋チェックシートを作成し、段階確認時に監督員に提出すること。
4. その他
段階確認の計画書及び配筋チェックシートについて、監督員の承諾を得た場合は、受注者の様式により管理できる。

関係法令等の遵守と手続きに関する特記仕様

工事施工にあたっては、道路法、道路交通法、河川法、建設工事公衆災害防止対策要綱、労働安全衛生法等、関係諸法令、諸官庁の通達、工事施工に関する協定事項等を遵守し、諸官庁署への届出及び許可等の手続きは、すみやかに行い監督員に報告すること。

また、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

工期に関する特記仕様

本工事の工期は、雨天・日曜日・祝日及び年末年始休暇のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

工事カルテに関する特記仕様

受注者は、工事実績情報サービス（CORINS）入力システム（（財）日本建設情報総合センター）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認お願い」を作成し監督員の確認（機関印または監督員の記名・押印及び電子メールアドレスを記入）を受けたうえ、（財）日本建設情報総合センターに登録申請するとともに、「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。提出の期限は、以下のとおりとする。

- ① 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内（土・日曜日及び祝日等を除く）とする。
- ② 完成時登録データの提出期限は、業務完成後10日以内とする。
- ③ 業務履行中に、受注時登録データの内容のうち、「工期」または「現場代理人」または「監理・主任技術者」に変更があった場合は、変更があった日から10日以内（土・日曜日及び祝日等を除く）に変更データを登録申請しなければならない。工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。
- ④ 訂正時は、適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

創意工夫・工事特性・社会性等実施状況に関する特記仕様

受注者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、工事特性への対応に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、所定の様式により提出することができる。実施前には計画書を監督員に提出し確認を受けること。

主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間に関する特記仕様

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。
2. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（「完成検査結果通知書」等における日付）とする。

下請施工体系図の作成及び提出に関する特記仕様

1. 「甲府市暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、受注者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、末端の下請負者まで反映させた「下請施工体系図」を作成し、遺漏・誤謬が無いよう記載内容を十分確認の上、遅滞なく監督員へ提出するものとする。
2. 提出した「下請施工体系図」の内容に変更が生じた場合は、その都度変更するものとし、遅滞なく監督員へ提出するものとする。
3. 提出は打合せ簿によるものとする。ただし、メールによる提出も可能なものとし、この場合は、後日、打合せ簿を提出するものとする。

安全・訓練等の実施に関する特記仕様

1. 安全・訓練等の実施
本工事の施工に際し、現場に則した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日（４時間）以上の時間を割り当て次の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。
 - ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ② 本工事内容等の周知徹底
 - ③ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - ④ 本工事における災害対策訓練
 - ⑤ 本工事現場で予想される事故対策
 - ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項
2. 安全・訓練等に関する施工計画書の作成
施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。
3. 安全・訓練等との実施状況報告
安全・訓練等の実施状況をビデオ等または工事報告（工事日誌）に記録し、工事完成時に書類とともに報告するものとする。なお、工事期間中であっても監督員が実施状況の確認を必要とする場合は、すみやかに中間報告するものとする。

安全管理に関する特記仕様

1. 交通管理
工事区域内の円滑な道路交通を確保するために、甲府市または山梨県県土整備部発行の「道路工事交通保安施設設置基準書」（以下、設置基準）に示した安全施設について、工事現場内における標示施設・防護施設の設置及び交通誘導員の配置、並びにこれらの管理の取り扱いを次のとおりとする。
ただし、現場の状況により柔軟に対応し、第三者の安全には充分留意すること。
2. 一般事項
 - ① 工事を行う場合は、所轄警察署、道路管理者との協議及び安全施設類設置参考図書に基づき必要な道路標識の設置、交通誘導員の配置を行うほか工事の起終点に必要な標示板を設置する。
 - ② 夜間作業または昼夜間作業を行うときは、通行者に工事区間及び通行制限状況が明確に確認できるように必要な措置をとる。
 - ③ 一般車両の侵入を防ぐ必要がある場合は、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて、赤ランプ、標柱等を用いて現場を囲む。
 - ④ 工事現場における標示板及び防護施設は、堅固な構造とし所定の位置に整然と設置し、修繕・塗装・清掃等の維持及び保守点検を常時行うほか、夜間において遠方から確認し得るよう照明または反射装置を施すこと。
 - ⑤ 「片側交通止」等の制限をして工事を行う場合は、通行を許す部分の路面は、常に良好な状態に維持して交通に支障を与えてはならない。
 - ⑥ 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - ⑦ さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - ⑧ 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようすること。
 - ⑨ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
 - ⑩ 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようすること。
 - ⑪ 過積載と疑わしい車輛を排除するため、過積載防止に関する指導を徹底するとともに、その対策を施工計画書に記載すること。
なお、過積載の改善を指導された場合は、改善結果を文書で報告すること。
 - ⑫ 施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた保安施設配置図等の具体的な計画を作成し、監督員に提出すること。
 - ⑬ 豪雨、出水、その他天災に関して具体的な対策を計画を作成し、監督員に提出すること。
3. 特記事項
 - ① 交通制限の形態
所轄警察署、道路管理者、地元住民等との協議による。
 - ② 安全施設の設置時間
作業時間中は、設置基準により交通誘導員を配置する。
現場着工前２週間以上前に工事予告板を設置する。
現場着工時に設置基準により、必要な安全施設を設置する。
工事終了後、現場の後片付け等、交通開放に充分安全な期間まで、安全施設を設置し、現場を管理すること。
 - ③ 夜間作業を休止する時間は、通行者に明確に現場の状況が判別できるよう、十分な照明、保安灯等を配置すること。
 - ④ 休憩時間等、作業を休止する場合も、通行者の安全に充分留意し、必要に応じて、交通誘導員を配置すること。
 - ⑤ 所轄警察署、地域住民等、第三者との協議による安全施設の変更は柔軟に対応し、交通の安全には十分留意すること。
 - ⑥ 警察署からの道路使用許可書(写し)を施工計画書に添付し、変更が生じた場合も変更施工計画書または、工事打合せ簿により提出すること。
4. 交通誘導員
本工事の施工に際し、現場の安全管理のために次のとおり交通誘導員による交通誘導警備業務を実施するものとする。なお、③の(1)から(8)に掲げる路線で当該業務を行う場合は、１級または２級の交通誘導警備業務検定合格警備員を、場所毎に１人以上配置すること。また、配置された検定合格警備員は検定合格証明書を携帯し、現場着工前には検定合格証明書の写しを提出すること。
なお、特記仕様書によりがたい場合は、監督員と工事協議書により別途協議することとする。
 - ① 交通誘導員の期間及び配置人員：所轄警察署の指示のとおりとするが、最低配置人数は次のとおりとする。
常時3人（交代要員1名含む）
施工日数：概ね8日程度
 - ② 交通整理の時間帯：所轄警察署の指示のとおりとするが、8:00～17:00 実労８時間（交替要員あり）を基本とする。
 - ③ 警備員等の検定に関する規則第２条の規定に基づき、山梨県公安委員会が認定する主要路線は次のとおりである。

(1) 国道２０号	: 山梨県の全域	(2) 国道５２号	: 山梨県の全域
(3) 国道１３７号	: 山梨県の全域	(4) 国道１３８号	: 山梨県の全域
(5) 国道１３９号	: 山梨県の全域	(6) 国道１４０号	: 山梨県の全域
(7) 国道１４１号	: 山梨県の全域	(8) 国道３５８号	: 山梨県の全域
5. 工事における安全施工
山梨県県土整備部監修令和 7 年 1 0 月改正「建設工事必携」土木工事安全施工技術指針によること。

建設機械に関する特記仕様

1. 本工事の施工にあたり土木工事共通仕様書で定める建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日付け国交省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改正平成28年8月30日付け国総環第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすものとする。
また、国土交通省のホームページにより確認すること。https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000006.html
ただし、これにより難い場合は、監督員と協議のうえ設計変更するものとする。
また、排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、施工現場において使用する機械の写真撮影を行い監督員に提出するものとする。なお、指定機械であることを識別するラベルが添付されているので、確認できるように撮影すること。
2. 低騒音型建設機械の使用
本工事において、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和51年3月2日 建設省経機発第54号、建設大臣官房技術参事官から各地方建設局あて 最終改正昭和62年3月30日 建設省経機発第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図る場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日 建設省告示第1536号 最終改定平成13年4月9日 国土交通省第487号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。
また、施工現場において指定機械であることを識別するラベルが確認できるように、建設機械を写真撮影し、監督員に提出するものとする。

建設副産物処理に関する特記仕様

1. 建設廃棄物の適正処理及び県内中間処理施設での優先処理
建設工事の施工により発生するコンクリート塊、アスファルト塊等は、廃棄物処理法に基づく許可を取得している再資源化施設で適正に処分すること。また、再生資源利用計画(実施)書及び再生資源利用促進計画(実施)書を提出するとともに、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げること。
なお、本工事から排出される廃棄物は、自県内処理が好ましいため、県内の再資源化施設で処分することに努めるものとする。
2. 処理方法
中間処理許可業者への委託処理
3. 再生資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出
本工事は、建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は請負者は国土交通省のホームページから「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）（EXCEL 様式）」の最新バージョンをダウンロードし、作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出力し、1部（紙）を施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。（以前より使用していたクレダスを使用した様式での提出はH30 センサスの対応していないため不可）
工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出力し、1部（紙）を完成書類に添付し、また、電子データを電子媒体（CD、DVD等）により監督員に提出するものとする。
なお、入力した工事データは自社で1年間保管するものとする。
※入力時の最新版を国土交通省のホームページからダウンロードして入手すること
URL http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm
この特記事項は、『土木工事共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則 1-1-1-20建設副産物 第6項及び第7項』、『建設副産物処理基準〔5〕再生資源利用促進（計画・実施）書の提出』、および『再生資源利用基準〔7〕再生資源利用（計画・実施）書の提出』に代わるものとする。
4. 建設発生土の搬出
建設工事の施工における建設発生土は、建設副産物処理基準〔4〕設計・積算・施工の3. 建設発生土の①指定処分Aの処分によるものとする。
また、搬出先について、受入地名称・運搬距離・運搬経路・その他諸条件等を施工計画書により監督員の承諾を得ること。
5. 建設発生土の搬出先市町村への情報提供
請負者は、本工事から建設発生土を当該工事現場の市町村から、他の市町村へ100m³（地山量）以上搬出する場合は、搬出前に指定様式により搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する次の情報を郵送・FAX等で提出しなければならない。
なお、情報提出後速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。
 - ① 工事件名、工事概要、工事場所
 - ② 工事発注機関名、工事発注機関監督員名、連絡先
 - ③ 工事請負業者名、現場代理人名、連絡先
 - ④ 建設発生土の運搬業者名
 - ⑤ 建設発生土の受入先名（搬出先事業所名等）、住所
 - ⑥ 建設発生土の発注場所から受入先までの運搬経路
 - ⑦ 建設発生土の搬出時期
 - ⑧ 建設発生土の土質（砂、ローム等）、土量（m³）※搬出先市町村担当窓口については、監督員に問い合わせること。
6. 建設リサイクル法対象建設工事の届出に係る事項の説明等
本工事は、建設リサイクル法の対象工事であり、落札者は建設リサイクル法第12条に基づき、落札後配布される書面により契約事務担当に、契約前に説明を行うこととする。
7. 建設発生土の運搬
本工事の建設発生土は、下記の場所に搬出すること。
 - ① 搬入場所：旧中道支所【甲府市下向山町1516番地1（代表地番）】
 - ② 運搬距離：7km
 - ③ その他：
 1. 土砂搬入時間は8:00から17:00までとし、日曜祝祭日は操業を行わない。また、悪天候により閉鎖する場合がある。
 2. 搬出調書を作成し、監督員に提出しなければならない。
 3. 工事発注後に明らかになったやむおえない事情により、上記の指定により難い場合は、監督員と協議するものとする。
8. その他
 - ① 中間処理業者に委託する段階で、泥、ゴミ、木片、金属類等を混入させないこと。
 - ② 中間処理業者に持ち込み後、速やかに建設廃材の処理状況を作成し、監督員に提出すると共に、工事関係書類に添付すること。
 - ③ 受け入れ数量及び、中間処理業者が明記された受領書を委託時に受け取り、工事関係書類に添付すること。
 - ④ 地中部分の構造物について設計図書と異なる場合は、監督員と協議すること。
 - ⑤ この特記仕様書に明記されていない場合は、監督員の指示に従うこと。
 - ⑥ この特記仕様書によりがたい場合または、疑問を生じた場合は、監督員と協議すること。

舗装版切断時に発生する濁水処理に関する特記仕様

舗装版切断時に発生する濁水は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、原則として収集し処分業の許可を取得している中間処理施設等へ運搬し処分するものとする。また、産業廃棄物管理表（マニフェスト）により適正に処理し、監督員に提示するものとする。
現場条件等により濁水の収集が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

埋戻しに関する特記仕様

1. 埋戻しに使用する土は、設計図書に指定されたものとし、塵芥その他の有害物は用いないこと。
2. 埋戻し工及び掘削工は、工程に基づき、確実に連携を保ちながら施工すること。
3. 埋戻しは、必ず排水したのちに実施し、水中埋戻しは行わないこと。
4. 埋戻しは、設計図書で指定しない限り一層20cm以下に敷広げて、十分締固めを行い、沈下が生じないよう施工すること。なお、構造物の周辺は特に念入りに締固めを行うこと。
5. 埋戻しの際には、管渠・その他の構造物に損傷、管の移動等が生じないように施工すること。
6. 埋戻しを行うに当たっては、地盤に存在する有害な雑物をその施工に先立って除去すること。
7. 埋戻し後、復旧までの期間常時埋戻し路面の維持補修に努めること。
8. 埋戻し路床仕上げ面は、均一な支持力が得られるよう施工すること。
9. 前項の支持力については、道路占用許可条件によること。
10. 第三者が行う調査及び試験に対して、監督員より指示があった場合は、所要な調査及び試験を行い、その結果を監督員に提出すること。

一般舗装に関する特記仕様

1. アスファルト舗装及び路盤の施工に先立って、路床面または路盤面の浮石、その他の有害物を除去し、清掃すること。
2. 路盤材は、設計図書に指定されたもので規格に適合するものとし、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物、ごみ、その他の有害物等は含まないこと。
3. 下層路盤での路盤材敷均しにあたり、材料の分離に注意し、一層の仕上がり厚さが20cmを超えないよう均一に敷均すこと。
4. 上層路盤での路盤材敷均しにあたり、材料の分離に注意し、一層の仕上がり厚さが15cm以下を標準とし敷均すこと。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚さの上限を20cmとすることができるものとする。
5. 粒状路盤の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で締固め、所定の支持力、または密度が得られるよう仕上げること。
6. 加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上で、一層の仕上がり厚さは10cm以下とすること。また、混合物の排出時の温度は、監督員の承諾を得た温度の±25℃を変動範囲内とすること。
7. 基層及び表層における加熱アスファルト混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上で、一層の仕上がり厚さは7cm以下とすること。また、混合物の排出時の温度は、監督員の承諾を得た温度の±25℃を変動範囲内とすること。
8. 混合物を運搬する場合は、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油または溶液を薄く塗布すること。なお、混合物運搬時の温度低下を防ぐために運搬中は、シート類で覆うこと。
9. 混合物の敷均しにあたっては、路盤の表面が湿っている場合や気温が5℃以下のときに施工してはならない。また、作業中雨が降り出した場合は、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに締固めて仕上げを完了させること。
10. 混合物の継目を締固めて密着させ平坦に仕上げること。すでに舗装した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工すること。
11. 表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらすこと。また、縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置すること。
12. ブライムコート・タックコートを施工後に交通開放する場合は、瀝青材料の車輪への付着を防ぐため、粗目砂等を散布すること。また、交通によりブライムコート・タックコートがはく離した場合には、再度施工すること。
13. 監督員の指示がない場合は、舗装表面温度が50℃以下になってから交通開放を行うこと。
14. 基層施工後に交通開放する際に、既設舗装及び民地との間に段差が生じる場合は、段差すり付けを行うこと。
15. 第三者が行う調査及び試験に対して、監督員より指示があった場合は、所要な調査及び試験を行い、その結果を監督員に提出すること。

アスファルト混合物及び再生アスファルト混合物の使用に関する特記仕様

1. 再生アスファルト混合物の骨材
本工事に使用する再生密粒度アスファルト混合物の骨材には、甲府・峡東クリーンセンターから生成される熔融スラグ(JIS A 5032)を使用すること。なお、熔融スラグの品質、配合、取り扱い等については、山梨県県土整備部「熔融スラグ有効利用ガイドライン」(平成29年10月)に準拠し、施工前に当該ガイドラインで定める熔融スラグ試験管理票及び、各試験結果表を監督員に提出し確認を受けること。

工事写真に関する特記仕様

1. 本工事において、土木工事共通仕様書に基づき写真管理を行うこととするが、工事写真の納品方法については、甲府市建設工事写真電子納品要領によるものとする。
2. ここに定めなきことは、受発注者との協議により決定する。

事業損失防止に関する特記仕様

1. 工事施工期間中監督員から指示があった場合は、地盤沈下、振動等の測定及び沿道の調査を行い、工事打合簿にて報告すること。
2. 工事施工期間中沿道に被害があった場合は、速やかに状況を調査し、監督員に報告しなければならない。

保険の付保及び事故の補償等に関する特記仕様

1. 受注者は、工事現場または事業場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。
2. 受注者は、工事契約締結後1ヶ月以内に建退共制度の発注者用掛金収納書を提出すること。ただし、工事契約締結当初は製品製作等の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に発注者用掛金収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめ監督員に申し出ること。
3. 受注者は、工事の施設上必要な土地・立木・施設等を撤去または損傷を与えた場合には、原形同等以上に復元しなければならない。また、既存樹木は、日照、通風、地下水等の生育条件をできるだけ変化させないような配慮をし、掘削等に伴う根系切断への対応のほか、周辺の地形の変化による生育基盤の変化等への対策を行うこと。
4. 契約不適合を理由とした履行の追完の請求または損害賠償等の請求期間は、公共工事請負契約書第56条に示すとおりとする。

「法定外の労災保険の付保」に関する特記仕様

本工事において、請負者は法定外の労災保険に付さなければならない。

情報共有システムの利用について

この工事は、工事打合簿における協議について、「情報共有システム」の利用することが可能である。利用については監督員との協議のうえ、「市情報システム利用要領」及び「甲府市情報共有システム機能仕様書」によるものとする。

週休2日制適用工事について

1. 本工事は、週休2日制適用工事として、月単位の週休2日により取り組むことを標準とし、さらに、質の向上を図る完全週休2日(土日)に取り組むことができる。
2. 週休2日制の取組については、施工計画書により提出すること。
3. 取り扱いについては、令和8年5月15日から適用する「週休2日制適用工事実施要綱」による。

余裕期間制度の適用に関する特記仕様

1. 主任技術者等の専任期間
 - ① 契約締切日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の設置を要しない。
 - ② 工事の始期から現場施工に着手するまでの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に関する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。
 - ③ 工事完成后、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は、監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認したうえ、受注者に通知した日（例：「完成検査結果通知書」等における日付）とする。
2. 工期
 - ① 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間（フレックス方式）を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間の終期とすることができる限度の日の翌日までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定できる。

なお、余裕期間を設定する場合は、契約日に工事の始期を発注者に工事開始日設定通知書により通知しなければならない。

なお、余裕期間設定後に余裕期間の変更が必要となった場合については監督員と協議すること。
 - ② 工事の始期までの余裕期間内は、現場代理人の常駐義務や主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場への資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期: 令和8年10月26日から令和9年3月18日まで

工事開始日: 令和8年10月26日から令和8年12月25日の間で受注者が選択する日

※契約時に工事開始日設定通知書の通知がない場合は、余裕期間を設定できない。

※余裕期間選定後の余裕期間の変更については、選定した工事開始日の7日前までであれば、変更理由が記載された工事打合簿により変更協議可能とする。

なお、低入札価格調査等により、必要とした日数を余裕期間から控除する。また、調査等により工事の始期予定日以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。
3. 工事カルテ (CORINS) への登録

主任または、監理技術者の従事期間は、実工事期間をもって登録するものとする。

（着手前に余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

仮設に関する特記仕様

1. 現地の状況を十分把握し、安全性・経済性・構造等については、受注者が十分検討を行い、受注者の責任において決定し施工するものとする。また、騒音・振動などにより周辺住民から苦情が寄せられた場合は、直ちに工事を中止し、工法などについて監督員と協議するものとする。
2. 工事箇所隣接する駐車場の出入りにできる限り支障がないよう適切な工程表を作成し、監督員と協議すること。また仮看板等を配置し、駐車場の出入りに配慮すること。

工事の現場環境改善費に関する特記仕様

1. 受注者は、本工事において「甲府市土木工事における現場環境改善実施要領」に基づく現場環境改善を実施することができる。
2. 実施を希望する場合、事前に実施内容等を工事打合せ簿により協議するものとし、実施した内容は設計変更の対象とする。
3. なお、率計上分による現場環境改善を実施しない場合においても、「熱中症対策・防寒対策」を単独で実施することができるものとする。

熱中症対策に資する現場管理費補正に関する特記仕様

1. この工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行できる工事とする。
2. 受注者は、契約後速やかに工事打合せ簿により、補正の試行の希望を記載し、監督員へ提出すること。
3. 試行にあたっては、「甲府市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき実施するものとする。